

かこがわ教育ビジョン(加古川市教育振興基本計画)の概要

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

- 平成18年12月、教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示され、同法第17条第1項に、教育振興基本計画を定めることが規定され、平成20年7月、政府は同計画を策定しました。
- 同法第17条第2項に、地方公共団体も計画を策定することが規定され、兵庫県は平成21年6月に「ひょうご教育創造プラン(兵庫教育基本計画)」を策定しました。本市も、平成22年「かこがわ教育ビジョン(加古川市教育振興基本計画)」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- 「かこがわ教育ビジョン(加古川市教育振興基本計画)」は、政府や県の計画に準じ、本市総合計画の成果と課題を踏まえ、次期総合計画を見すえて策定した教育に関わる基本的な計画として位置づけられています。

3 策定体制

- 加古川市教育振興基本計画検討委員会を設置して検討を重ね、パブリックコメントを通じて広く市民や関係者の意見も反映しました。

4 計画の対象

- 学校園・家庭・地域における教育のつながりの重視。
- 学校教育-保育園(所)、幼稚園、小・中学校、養護学校
- 社会教育-家庭や地域における教育

5 計画の期間

- 政府や兵庫県の計画を参酌するとともに、加古川市総合計画との整合性を図り、平成32年度を目標年次として、本市が目指すべき教育の姿を明らかにして、平成27年度までに、総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示しています。

第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題

1 大きく変化することが予想される環境

- (1) 少子・高齢化と人口減少社会の進行
- (2) 環境問題の深刻化や社会経済のグローバル化の進行
- (3) 産業構造の変化とライフスタイルの多様化
- (4) 家庭や地域社会の変化
- (5) 教員の大幅な世代交代
- (6) 厳しい財政状況下での教育行政等のあり方
- (7) 教育基本法の改正と学習指導要領の改訂

2 加古川市の教育課題

<学校教育>

- ・学力・学習意欲の向上、道徳心や規範意識の向上
- ・体力・運動能力向上、言語力の向上
- ・体験活動の充実、食育(健全な体づくり)の推進
- ・就学前教育の充実
- ・不登校・問題行動・手厚い支援が必要な子どもへの対応
- ・教職員の指導力の向上、若手・中堅教員の育成
- ・教職員が子どもと関わり合える時間の確保
- ・耐震化等の施設環境の整備、学校園の安全対策の充実

<社会教育>

- ・学習機会の提供、学習成果の活用場の充実
- ・道徳心・人権意識・規範意識の向上
- ・家庭教育力・養育力の向上、育児放棄や自己中心的な保護者への対応
- ・地域教育力の向上、地域コミュニティの活性化
- ・青少年の社会参加の促進、青少年の非行問題への対応

3 加古川市の教育推進状況

<将来の都市像>

いつまでも住み続けたい ウェルネス都市 加古川

加古川市まちづくりの基本目標

- 1 安心して暮らせるまちをめざして
- 2 心豊かに暮らせるまちをめざして
- 3 うるおいのある環境の中で暮らせるまちをめざして
- 4 にぎわいの中で暮らせるまちをめざして
- 5 快適に暮らせるまちをめざして

<加古川市教育基本方針>

加古川市の教育の基本理念

ともに生きるこころ豊かな人づくり

<学校教育>

「生きる力」を育む  
特色ある学校教育の推進

<社会教育>

「自己実現」と「ともに生きる  
心の育成」を目指す社会教育

中学校区連携

ユニット12

<教育改革重点行動計画>(H19)

- ① 校種間連携の推進
- ② 教師力の向上
- ③ 危機管理の充実
- ④ 学社融合事業の推進
- ⑤ 就学前教育の充実

第3章 これからの加古川市が目指す教育の姿

加古川市の教育の基本理念

ともに生きるこころ豊かな人づくり

目指すべき具体的な人間像

努力する人

- 自ら生きる力を育み 生涯にわたり 夢や目標に向かって **努力する人**  
生きる力(確かな学力(知)・豊かな心(徳)・健やかな体(体))をバランスよく身に付け、生涯にわたり、夢や目標を持って、学び続ける人

心あたたかい人

- 互いに支え合い 命を大切にする **心あたたかい人**  
思いやりや寛容の心を持ち、様々な人々と共生する態度を養い、命と人権を大切にする人

行動する人

- 未来を切りひらこうと 自覚と責任を持ち **主体的に行動する人**  
社会を構成する一員として、ルールやマナーを守り、公共の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて自ら考え行動する人

加古川市の教育が目指す基本的方向

1 地域総がかりの教育

学校園・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学びや育ちを支えます。

2 「生きる力」の育成

「生きる力」を育み、いきいきと輝くまち加古川を担う子どもを育てます。

3 信頼される教育の環境

子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも信頼される教育の環境をつくれます。

4 「学び」が活かせるまちづくり

一人一人が大切にされ、学んだことをだれもが地域で活かせるまちづくりを進めます。

## 第4章 加古川市の教育における重点目標

### 1 地域総がかりの教育

学校園・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学びや育ちを支えます。

- ① 学校園・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる
  - ◇ 地域ぐるみで学校園を支援する活動の推進
  - ◇ 有害環境から子どもたちを守るための取組の推進
  - ◇ 地域ぐるみで子どもたちを育む活動の推進
  - ◇ 家庭・地域と一体となった学校園の活性化
  - ◇ 放課後の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり
- ② 家庭の教育力の向上を図る
  - ◇ 家庭や地域の教育力の向上に向けた取組の推進
  - ◇ 要支援家庭への支援体制の強化
  - ◇ 親として成長する学びの推進

### 2 「生きる力」の育成

「生きる力」を育み、いきいきと輝くまち加古川を担う子どもを育てます。

- ③ 幼児期における就学前教育を推進する
  - ◇ 幼児教育を受ける機会の提供の推進
  - ◇ 保育園（所）・幼稚園等を活用した子育て支援の充実
  - ◇ 幼児教育全体の質の向上
  - ◇ 望ましい就学前教育施設のあり方の検討
- ④ 「確かな学力」を培う
  - ◇ 新学習指導要領の趣旨に沿った取組の推進
  - ◇ 子どもの学力習得状況を把握した指導改善の取組の推進
  - ◇ 学力向上に向けた取組の充実
  - ◇ 読書活動の推進
- ⑤ 「豊かな心」を育てる
  - ◇ 道徳教育の推進
  - ◇ 環境教育の推進
  - ◇ 体験活動の充実
  - ◇ 福祉教育の推進
  - ◇ 人権教育の推進
  - ◇ 伝統・文化等に関する教育の推進
  - ◇ キャリア教育の推進
- ⑥ 「健やかな体」を養う
  - ◇ 学校における体育及び運動部活動の推進
  - ◇ 全国体力・運動能力等調査結果の分析を活用した体力・運動能力の向上
  - ◇ 遊びや運動を通じた子どもの居場所の創出
  - ◇ 食育の推進
  - ◇ 健康教育の推進
- ⑦ 高等学校等と連携して、適切な進路選択と継続した指導の充実を図る
  - ◇ 高等学校等との円滑な連携の推進
- ⑧ 特別な支援や配慮を要する子どもへの教育を推進する
  - ◇ 特別支援教育の推進
  - ◇ 不登校の子どもたちの教育機会についての支援の充実
  - ◇ 外国人児童・生徒及び帰国子女への教育支援
  - ◇ 障がいのある子どもたちへの支援体制の充実
  - ◇ いじめ、暴力行為、少年非行等に対する取組の推進
  - ◇ アレルギー等のある子どもたちへの支援の充実

### 3 信頼される教育の環境

子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも信頼される教育の環境をつくります。

- ⑨ 学校園の組織的な運営体制を確立する
  - ◇ 学校園評価を活用した学校園運営の改善
  - ◇ 学校園の組織的な運営体制の改善
- ⑩ 教員の資質の向上を図る
  - ◇ 実践的な教職員研修等の推進
  - ◇ 指導力の向上を要する教員へのフォローアップの充実
  - ◇ 教員免許更新制の円滑な実施
- ⑪ 一人一人の子どもに教職員が向き合う環境をつくる
  - ◇ 教職員が一人一人の子どもに向き合う環境づくり
  - ◇ 教職員のメンタルヘルスの充実
  - ◇ 勤務時間の適正化に向けた取組の推進
- ⑫ 安全、安心で、質の高い教育を支える環境を整備する
  - ◇ 教育施設の耐震化などの施設環境の整備
  - ◇ 学校図書館の整備の推進
  - ◇ 教材・教具の整備の推進
  - ◇ 学校園のICT環境の整備・充実
  - ◇ 教育に関する研究成果等の蓄積・活用
  - ◇ 地域ボランティア等との連携による学校園内外の安全確保
- ⑬ 教育委員会の機能の充実を図る
  - ◇ 教育委員会の責任体制の明確化
  - ◇ 教育委員会点検及び評価の実施

### 4 「学び」が生かせるまちづくり

一人一人が大切にされ、学んだことをだれもが地域で生かせるまちづくりを進めます。

- ⑭ 生涯学習の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みをつくる
  - ◇ 図書館等を活用した住民の学習活動の推進
  - ◇ 公民館等を活用した地域の拠点づくりの推進
  - ◇ 人権教育等の社会的課題に対応した学習機会の充実
  - ◇ 地域における身近なスポーツ環境の整備
  - ◇ 文化財の保護と活用の推進
- ⑮ 地域と大学等の連携を通じた教育環境を整備する
  - ◇ 地域・大学等の連携による特色のある取組の支援
  - ◇ 生涯を通じて大学等で学べる教育環境の整備